

令和7年度（2025年度）新型コロナワクチン定期接種について

【感染症予防課】

- ・新型コロナワクチン接種は、令和6年度（2024年度）から季節性インフルエンザワクチンと同じB類疾病（個人の発病・重症化防止目的）の予防接種として実施。
- ・令和6年度は激変緩和措置として、基金を活用した国の助成事業が実施され、全国の市町村では国の助成金（接種一回当たり8,300円）を活用し、自己負担額の低減を図っていたが、令和7年度は国助成事業が実施されないことを踏まえ、自己負担額を改定。
- ・B類疾病の定期接種については、接種を受ける努力義務はなく、個人の発病・重症化防止等に比重を置いたものであることを踏まえ、自己負担額を設定（市民税非課税世帯等は自己負担免除。また、A類疾病は自己負担なし。）。

新型コロナワクチン定期接種（概要）

1. 実施期間：令和7年（2025年）10月1日～令和8年（2026年）3月31日
2. 接種料金（被接種者の自己負担額）：11,560円（令和6年度3,260円）
※ 市民税非課税世帯の方、生活保護世帯等の方は、自己負担免除。
3. 対象者：
 - ・接種日現在で65歳以上の方
 - ・接種日現在で60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいをもつ方（身体障害者手帳1級相当）
 - ・接種日現在で20歳以上65歳未満の生活保護世帯の方又は中国残留邦人等に対する支援給付受給中の方※ 対象者は、季節性インフルエンザの定期接種と同様。



今後の対応について

- ・新型コロナワクチン定期接種に係る国費による支援及び定期接種に係る財源措置の拡充については、令和7年5月26日に指定都市市長会として、国に対して要望を行っており、引き続き、様々な機会を捉え、国に対して要望していく。

令和7年度（2025年度）定期予防接種における新たな取組について

- ・近年、感染症流行時等にワクチン需給逼迫により、定期接種の円滑な実施に影響する事例があることから、令和7年10月接種分より、市が卸売販売業者から定期予防接種に使用するワクチンを一括購入し、医療機関へ納入するワクチン現物支給を試行（令和7年度：日本脳炎ワクチン・BCGワクチン）、ワクチン安定供給確保に向けた体制整備を推進。

